

# 【記載例】

様式第七号（第十四条の七関係）

(A 4)

3 3 0

## 宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

申請日を記入→ 令和5年12月1日

佐賀県知事殿

申請者氏名 佐賀 花子  
生年月日 平成元年12月1日

←申請者の氏名(変更後)・生年月日を記入

※変更がある項番の欄のみ記入し、変更のない項番の欄には何も記入しない

受付番号 \* 受付年月日 \* 申請時の登録番号 4 1 0 0 9 9 9 9

↑宅建士の登録番号を記入

### 項番 ◎申請者に関する事項

11 変更年月日 R 0 5 年 1 1 月 3 0 日 ←氏名を変更した日を記入

変更後 フリガナ サカ ハナコ  
氏名 佐賀 花子  
濁点や半濁点は1文字として記入  
姓と名の間は1マス空ける

氏名変更→

変更前 フリガナ ジョウナイ ハナコ  
氏名 城内 花子

確認欄 \*

12 変更年月日 R 0 5 年 1 1 月 3 0 日 ←転居日や住民となった日を記入

変更後 郵便番号 8 4 0 8 5 7 0  
住所市区町村コード 4 1 2 0 1 5 佐賀 都道府県 佐賀 市郡区 区町村  
住所 城内 1 - 1 - 5 9 丁目、番、号は「- (ハイフン)」で記入  
電話番号 0 9 0 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0

住所変更→

変更前 住所 佐賀市城内1-0-0-101

確認欄 \*

13 変更年月日 R 0 5 年 1 1 月 3 0 日 ←転籍日(戸籍を変更した日)を記入

変更後 本籍市区町村コード 4 1 2 0 1 5 佐賀 都道府県 佐賀 市郡区 区町村  
本籍 城内 一丁目 1 番 5 9 号  
丁目、番、号などは戸籍に記載されたとおりに記入

本籍地  
変更→

変更前 本籍 佐賀市城内一丁目0番0号

確認欄 \*

### ◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14 変更年月日 R 0 5 年 1 2 月 0 1 日 ←入社日(宅建業に従事し始めた日)を記入

変更後 商号又は名称 株式会社〇〇不動産  
免許証番号 4 1 (3) 0 0 9 9 9 9 ←業者の免許証番号を記入

従事先変更→  
※入社のみは変更後、退社のみは変更前の欄のみ記入

変更前 変更年月日 R 0 5 年 1 1 月 3 0 日  
商号又は名称 株式会社△△開発  
←退社日(宅建業に従事しなくなった日)を記入

変更前 免許証番号 国土交通大臣 ( 2 ) 第 0000 号  
佐賀県知事

確認欄 \*

備考

↑業者の免許証番号を記入、該当しない免許権者は消去

- ① 申請者は、\*印の欄には記入しないこと。  
 ② 登録を受けている事項のうち、変更があったものについてのみ記入すること。  
 ③ 「申請時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」と記入すること。

(記入例) 

4	1
---	---

 — 

0	0	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---

 [佐賀県知事登録第001234号の場合]

		16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ④ 「変更年月日」の欄は、最初の□には元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するにあたっては、空位の□に0を記入すること。

(記入例) 

H
---

 — 

0	5
---	---

 年 

1	1
---	---

 月 

3	0
---	---

 日 [平成5年1月30日の場合]

- ⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。

- ⑥ 「住所市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により該当する市区町村のコードを記入すること。

- ⑦ 「住所」の欄は、⑥により記入した住所市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ—(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例) 

霞	が	関	2	—	1	—	3		
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

- ⑧ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ—(ダッシュ)で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例) 

0	3	—	5	2	5	3	—	8	1	1	1	
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

- ⑨ 「本籍地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には、

9	9	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---

と記入すること。

- ⑩ 「本籍」の欄は、⑨により記入した本籍市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を戸籍のとおり、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

(記入例) 

霞	が	関	式	丁	目	壹	番	参	号
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑪ 「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めで記載すること。

- ⑫ 「免許証番号」の欄は、免許権者については、上記③の表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例)に従うこと。また、変更後において、業務に従事しようとする宅地建物取引業者が新規申請中の場合は、記入しないこと。

(記入例) 

0	0
---	---

 (5) 

				1	0	0
--	--	--	--	---	---	---

 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

(記入例) 

9	9
---	---

 ( ) 

					5	0
--	--	--	--	--	---	---

 [国土交通大臣届出第50号の場合]